



Title	春秋經傳集解譯稿續篇（一）：襄公元年～四年
Author(s)	岩本，憲司
Citation	中国研究集刊. 2001, 28, p. 1-28
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/61030">https://doi.org/10.18910/61030</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 春秋經傳集解譯稿續篇（一）

——襄公元年～四年

岩本憲司

〔襄公元年〕

經元年春王正月公卽位

❷傳はない。この時、公の年齢は四歳であった。

附九年の傳文に「季武子對曰 會于沙隨之歲 寡君以生（注  
沙隨在成十六年）晉侯曰 十二年矣」とある。

經夏晉韓厥帥師伐鄭

經仲孫蔑會晉樂厥宋華元衛甯殖曹人莒人邾人滕人薛人圍宋

彭城

❸魯は虛打で、ともにはかづたのに、「及」ではなく、「會」と書いているのは、霸主（晉）に命をうけたのであって、（つまり）對等ではなかった、からである。

附成公十八年の傳文に「十二月孟獻子會于虛打 謀救宋也」とある。なお、宣公七年の傳文に「凡師出 與謀曰及 不與謀曰會」とあり、注に「與謀者 謂同志之國 相與講議利害 計成而行之 故以相連及爲文 若不獲已 應

命而出 則以外合爲文 皆據魯而言」とあり、その疏に引く『釋例』に「若夫盟主之令 則上行乎下 非匹敵和成之類 故雖或先謀 皆從不與謀之例」とあるのを参照。

❹「鄭」は、鄭地で、陳留の襄邑縣の東南部にあった。「次」を書いているのは、鄭に攻撃を加えず、鄭に次して晉の師を待つた、からである。

附下の傳文に「於是東諸侯之師次于鄭 以待晉師」とあり、注に「齊魯曹邾杞」とある。なお、疏に引く『釋例』に「兵未有所加 所次則書之 以示遲速 旣書兵所加 則不書其所次」とあるのを参照。

經秋楚公子壬夫帥師侵宋

國元年春「己亥圍宋彭城

○傳はない。「辛酉」は、九月十五日である。

經邾子來朝

附注の「下有二月」については、下の傳文に「二月齊大子光爲質於晉」とある。

注の「正月無己亥」については、疏に「長麻推此年正月庚戌朔」とある。

附非宋地 追書也

○成公十八年に、楚が彭城を取つて魚石を封じたから、「(もはや)宋地ではない」と言つてゐるのである。(それなに、經に「宋」とあるのは)夫子が《春秋》を治める際、(宋地であった過去に)さかのぼつて書き、「宋」に繋げたのである。

附公羊傳文に「魚石走之楚 楚爲之伐宋 取彭城以封魚石」とあるのを参照。なお、成公十八年の傳文「今將畢諸侯之姦而披其地」の注に「謂楚今取彭城以封魚石」とある。

○「登」は、成である〔爾雅釋詁〕。邑を獨占して君に叛くことをゆるさないから、彭城をもとどおり「宋」に繋げたのである。

附晉侯使荀罊來聘  
 ○「剽」は、子叔黑背の子である。  
 ○成公十年の傳文に「衛子叔黑背侵鄭」とある。

經冬衛侯使公孫剽來聘

○(ここ)「冬」は、十月のはじめである。(つまり)王が崩じたが、赴告がまだとどいておらず、いづれの國もみな、その喪を聞いていなかつたから、それぞれ、朝聘の禮を行なうことができ、傳が「禮にかなつてゐる」としてほめてゐるのである。

附下の傳文に「九月邾子來朝 禮也」とあり、また、「冬衛子叔晉知武子來聘 禮也」とある。なお、〔禮記〕曾子問に「曾子問曰 諸侯相見 指讓入門 不得終禮廢者幾 孔子曰 六 請問之 曰 天子崩 大廟火 日食 后夫人之喪 雨霑服失容 則廢」とあるのを参照。

附疏に引く『釋例』に「楚人棄君助臣 取宋彭城 以封叛者 削正興僞 雖非復宋地 故追書繫宋 不與楚之所得」とある。なお、公羊傳文に「楚」取之矣 畏爲繫之

宋 不與諸侯專封也」とあるのを参照。

圓謂之宋志

④「宋」と稱しているのは、(彭城をとりもどしたいとい

う)宋人の意志を(經文上で)成就させるためでもある。

附隱公元年公羊傳文に「公何以不言卽位 成公意也」とあるのを参照。

圓彭城降晉 晉人以宋五大夫在彭城者歸 實諸瓠丘

④彭城が降服したことを(經に)書いていないのは、賤しん

で省略したのである。「瓠丘」は、晉地である。河東の東垣縣の東南部に壺丘がある。「五大夫」とは、魚石・向爲人・鱗朱・向帶・魚府である。

附注の「河東東垣縣東南有壺丘」については、『續漢書』

郡國志に「河東郡(中略)垣(中略)有壺丘亭」とあるのを参照。なお、校勘記に「河東有垣縣 無東垣縣

周禮注文及此杜注 皆衍東字 宜刪」とある。

注の「五大夫云云」については、成公十八年の傳文に「同伐彭城 納宋魚石向爲人鱗朱向帶魚府焉」とある。

圓齊人不會彭城 晉人以爲討 二月齊大子光爲質於晉

④「光」は、齊の靈公の大子である。

圓夏五月晉韓厥荀偃帥諸侯之師伐鄭 入其郛

④荀偃を(經に)書いていないのは、元帥ではなかつたからである。

附成公十八年の傳文に「韓獻子爲政」とあり、注に「於是樂書卒 韓厥代將中軍」とあるのを参照。

なお、疏に「賈逵云 韓厥荀偃帥諸侯之師 謂帥宋衛滕薛伐鄭 齊魯曹邾杞次于鄆 故諸侯之師不序也 入郛不書者 晉人先以鄭罪令於諸侯 故書伐鄭 入郛既敗鄭不復告 故不書」とある。

圓敗其徒兵於洧上

④「徒兵」は、歩兵である。「洧」水は、密縣から出て、東南に流れ、長平に至つて、潁水に注いでいた。

附注の前半については、僖公二十八年の傳文「徒兵千」の注に「徒兵 步卒」とある。なお、その脚を参照。

注の後半については、『水經』に「洧水出河南密縣西南馬領山」とあるのを参照。また、『漢書』地理志上に「潁川郡(中略)陽城 陽城山 洸水所出 東南至長平入潁」とあるのを参照。なお、『史記』鄭世家「晉悼公伐鄭兵於洧上」の(集解)に「服虔曰 洌 水名」とある。

圓於是東諸侯之師次于鄆 以待晉師  
④齊・魯・曹・邾・杞である。

附上の經に「仲孫蔑會齊崔杼曹人邾人杞人次于鄆」とある。

附晉師自鄭以鄆之師侵楚焦夷及陳

④この時、(魯の) 孟獻子は、鄆から先に歸國し、陳・楚

への侵人に參加しなかつた。だから、(侵入した)ことを、  
經に)書いていないのである。

附晉侯衛侯次于戚 以爲之援

④韓厥の後援をしたのである。

附秋楚子辛救鄭 侵宋呂留

附「呂」・「留」の二縣は、今、彭城郡に屬している。

附『續漢書』郡國志三に「彭城國(中略)呂留」とある

のを参照。

附鄭子然侵宋 取大丘

附鄭國の鄉縣の東北部に大丘城があるが、(鄭から)遠回り

で、疑わしい。

附洪亮吉『春秋左傳詁』に「大丘當作太丘 傳寫誤移點在

上 爾雅 宋有太丘 漢書郊祀志 周顯王四十一年宋太

丘社亡 是也」とある。

經  
鄭師伐宋

④「伐」と書いているのは、赴告に從つたのである。

附下の傳文に「春鄭師侵宋」とある。

附鄭の宣公である。

經  
夏五月庚寅夫人姜氏薨

附冬衛子叔晉知武子來聘 禮也 凡諸侯卽位 小國朝之

④小が大につかえるのである。

附大國聘焉

④大が小をいつくしむのである。

附以繼好結信 謂事補闕 禮之大者也

附「闕」は、過(あやまち)と同じである。禮は、國家を  
安んじ人民を利することを重んじるのである。

附宣公二年の傳文「袞職有闕」の注に「闕 過也」とある  
のを参照。また、成公二年の傳文「其晉實有闕」の注に

「闕失」とあるのを参照。

〔襄公二年〕

經  
二年春王正月葬簡王

附傳はない。(死後)五箇月で葬つたのは、はやすぎる。

附元年に「九月辛酉天王崩」とある。なお、隱公元年の傳  
文に「天子七月而葬」とあるのを参照。

經 六月庚辰鄭伯輪卒

（名を書いているのは）襄公と同盟はしていなかつたけれども、名をもつて赴告してきた（からである）。「庚辰」は、七月九日である。「六月」（のこと）と（して）書いているのは、經の誤りである。

附注の前半については、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也 赴以名則亦書之（注 謂未同盟）不然則否（注 謂同盟而不以名告）辟不敏也」とあるのを参照。

注の後半については、下の傳文に「秋七月庚辰鄭伯輪卒」とある。なお、疏に引く『長麻』に「書於六月 經誤」とあるのを参照。

經晉師宋師衛甯殖侵鄭

（宋は將が）卿ではなかつたが、師は重いから、衛の上においているのである。

經秋七月仲孫蔑會晉荀罊宋華元衛孫林父曹人邾人于戚 己丑葬我小君齊姜

（齊）「齊」は、謚（おくりりな）である。（死後）三箇月で葬つたのは、はやすぎる。

附上に「夏五月庚寅夫人姜氏薨」とある。なお、隱公元年の傳文に「諸侯五月」とあるのを参照。

經叔孫豹如宋

（豹は、ここ）で始めて、齊からもどり、卿となつたのである。

附成公十六年の傳文に「召叔孫豹于齊而立之」とあり、注に「近此七月 聲伯使豹請逆於晉 聞魯人將討僑如豹乃辟其難先奔齊 生二子而魯乃召之 故襄二年豹始見經傳於此因言其終」とある。

經冬仲孫蔑會晉荀罊齊崔杼宋華元衛孫林父曹人邾人于戚 遂城虎牢

（これ）によって鄭を威壓したのである。

附注の「富」は、諸本に従つて、「偏」に改める。なお、下の傳文に「孟獻子曰 請城虎牢以偏鄭」とある。

經楚殺其大夫公子申

附二年春鄭師侵宋 楚令也

（彭城）のためである。

附元年の傳文に「彭城降晉」とある。

傳齊侯伐萊

萊人使正輿子賂夙沙衛以索馬牛皆百匹

附「夙沙衛」

は、齊の寺人〔宦官〕である。「索」とは、よいものをえらぶということである。

附「禮記」

曲禮下に「大夫以索牛」とあり、注に「索求得而用之」とあるのを参照。

附「史記」

夏本紀「萊夷爲牧」の〈索隱〉に「服虔以爲東萊黃縣是」とある。

附齊師乃還

君子是以知齊靈公之爲靈也

附「謚法」

では、亂れているのにそこなわれない〔滅びない〕

のを「靈」という。謚がその行ないに應じている、とい

うことである。

附十三年の傳文「請爲靈若厲」の注に「欲受惡謚以歸先君也 亂而不損曰靈 蔽殺不辜曰厲」とある。なお、『逸

周書』謚法解に「亂而不損曰靈」とあるのを参照。また、

『莊子』則陽に「仲尼問於大史大弢伯常寢豨韋曰 夫衛靈公飲酒湛樂 不聽國家之政 田獵畢弋 不應諸侯之際 其所以爲靈公者何邪 大弢曰 是因是也」とあり、郭

注に「靈卽是無道之謚也」とあるのを参照。

附夏齊姜髡 初穆姜使擇美櫛

附「櫛」は、梓の類である。

附『說文』に「櫛 樹也」とあり、また、「楸 椎也」と

あるのを参照。また、『周禮』考工記總敍「攻木之工

輪輿弓廬匠車梓」の注に「梓 櫛屬也」とあり、その〈釋

文〉に「櫛屬 古馬反 字或作櫛」とあるのを参照。

附以自爲櫛與頌琴

附「櫛」は、棺である。「頌琴」は、琴の名で、雅琴というのと同じである。いづれもみな、(自分の)送葬に使わせるつもりであった。

附注の「櫛 棺也」について、僖公六年の傳文「士輿櫛」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

附季文子取以葬 君子曰 非禮也 禮無所逆 婦 養姑者也 虧姑以成婦 逆莫大焉

附穆姜は、成公の母であり、齊姜は、成公の婦〔よめ〕である。

附詩曰 其惟哲人 告之語言 順德之行

附「詩」は、大雅(抑)である。「哲」は知であり、「話」は善である。知者は、事を行なうのに、つねに從順である、ということである。

附毛傳に「語言 古之善言也」とあり、鄭箋に「語賢知之

人以善言 則順行之」とあるのを参照。

附季孫於是爲不哲矣

附德にさからつた、ということである。

匱且姜氏 君之妣也

（齊姜は）襄公の適母であるから、「君の妣」と言つているのである。

附疏に「曲禮曰 生曰父曰母 死曰考曰妣 襄公是成公之

妾定姒所生 齊姜是其適母 故曰君之妣也」とある。な

お、安井衡『左傳輯釋』に「中井積德云 姜氏指穆姜

襄公之祖母也 詩祖妣謂祖父與祖母也 此引單指祖母

亦謂祖母之不可不敬耳 季孫之罪 在虧祖母 是爲不敬

矣 若於齊姜 未見不敬之意 衡案 君子至哲矣 論季

孫失事穆姜之禮 以下論失事齊姜之禮 故以且字起之

引詩者 言凡烝男祖妣 以治百種之禮 今奪姑材以爲婦

棺 是陷齊姜於非禮 非以治百禮也 祖妣互文 祖謂祖

考 妣謂母 高祖父母以下 總括在中 禅祿則并指始祖

以下 不獨謂祖父母也 生稱父母 死稱考妣 禮有明文

穆姜未死 而履軒以妣爲穆姜 是以死母之稱 施之生

祖母也 況所引豐年祀先祖之詩 可以證不敬生祖母之罪

乎 古人雖不拘 必無此事矣」とあるのを参照。

匱詩曰 爲酒爲醴 無界祖妣 以治百禮 降福孔偕

（詩）は、周頌（豐年）である。「烝」は進（すすめる）

であり、「界」は與（あたえる）であり、「偕」は徧（あまねし）である。敬して祖妣につかえれば、鬼神が福を

降す、ということを言つてゐるのである。（今ここで）

季孫が姜氏を葬るのに禮をもつてしなかつたということは、祖妣に對して不敬であつたということである。

附毛傳に「皆 編也」とあり、鄭箋に「烝 進 界 予也」とあるのを参照。

匱齊侯使諸姜宗婦來送葬

（宗婦）とは、同姓の大夫の婦である。婦人が國境を越えて送葬するのは、非禮である。

附注の前半については、莊公二十四年「戊寅大夫宗婦觀

用幣」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

注の後半については、『禮記』檀弓下に「婦人不越疆而

弔人」とあり、注に「不通於外」とあるのを参照。

匱召萊子 萊子不會 故晏弱城東陽以偏之

六年の「（齊侯）滅萊」のために傳したのである。「東陽」は、齊の國境の邑である。

附疏に「世族譜不知萊國之姓」とある。

匱鄭成公疾 子駟請息肩於晉

（楚の使役を免れようとしたから、負擔で喻えたのである。）

附『淮南子』氾論訓に「肩荷負擔之勤」とあるのを参照。

匱公曰 楚君以鄭故 親集矢於其目

（鄖陵の戦いで、晉が楚王の目を射た、ことをいう。）

●成公十六年に「甲午晦晉侯及楚子鄭伯戰于鄢陵 楚子鄭師敗績」とあり、傳に「及戰 射共王中目」とある。

●非異人任 寡人也

●楚子がこのような患難を受けたのは、他の人のためではなく、自分（私）のためである、ということである。

●成公二年の傳文に「自今無有代其君任患者」とあるのを参照。なお、注の「在此患」の「在」は、諸本に従って、「任」に改める。

●若背之 是棄力與言 其誰聽我

●「言」とは、盟誓の言である。

●『釋文』に「棄力 服本作棄功」とある。

●免寡人 唯二三子

●秋七月庚辰鄭伯歸卒 於是子罕當國

●君事を代行したのである。

●子駟爲政

●政卿となつたのである。

●子國爲司馬 晉師侵鄭

●晉が喪（中）を伐つたのは、非禮である。

●傳文の「衛」は、諸本に従つて、「鄭」に改める。

●諸大夫欲從晉 子駟曰 宦命未改

●成公は埋葬がすんでおらず、嗣君は喪があけていなかつ

たから、「まだ改まっていない」と言つたのである。（つまり）先君の意志にそむくまいとしたのである。

●會于戚 謀鄭故也

●鄭がひさしく晉に叛いていたから、これを討つ相談をしたのである。

●孟獻子曰 請城虎牢以逼鄭

●「虎牢」は、もと、鄭の邑で、今ここでは、晉に屬していた。

●莊公二十一年の傳文に「王與之武公之略自虎牢以東」とあるのを参照。

●知武子曰 善 鄭之會 吾子聞崔子之言 今不來矣

●元年に、孟獻子が、齊の崔杼と鄭で次舍したとき、崔杼に、晉に對する不平の發言があり、獻子は、そのことを、知武子に知らせたのである。

●元年に「仲孫蔑會齊崔杼曹人杞人次于鄭」とある。

●滕薛小邾之不至 皆齊故也

●三國は、齊の仲間である。

●寡君之憂不唯鄭

●さらに、齊の離叛が心配である、ということである。

●管將復於寡君 而請於齊

●（虎牢に）城く事を晉君に申し上げ、齊に參加を請うて、齊の心意を觀ようとしたのである。

〔傳〕得請而告 吾子之功也

④「得請」とは、齊人が命に應ずることをいう。（「告」とは）虎牢の築城に參加するよう、諸侯に告げる所以である。

〔傳〕若不得請 事將在齊

〔傳〕齊を伐つことになる。

〔傳〕吾子之請 諸侯之福也

〔傳〕虎牢に城けば、鄭を服從させ、征伐をやめる」とが出來る。

〔傳〕豈唯寡君賴之

④傳は、荀躉「知武子」がよく善謀を採用したことを言つてゐるのである。

〔傳〕穆叔聘于宋 通嗣君也

〔傳〕冬復會于戚 齊崔武子及滕薛小邾之大夫皆會 知武子之言故也

④武子が「齊を伐つことになる」と言つたので、齊人は懼れ、小國をひきいて會に參加したのである。

論上の傳文に「若不得請 事將在齊」とあり、注に「將伐齊」とある。

〔傳〕遂城虎牢 鄭人乃成

④孟獻子の策謀どおりになつたのである。

〔傳〕楚公子申爲右司馬 多受小國之賂 以偃子重子辛

④彼らの權勢を強奪したのである。

〔傳〕楚人殺之 故書曰楚殺其大夫公子申

④國討の表現にされているわけを言つたのである。

〔傳〕文公六年「晉殺其大夫陽處父」の注に「處父侵官 宜爲國討 故不言賈季殺」とあるのを参照。なお、その傳も

参照。

〔襄公三年〕

〔經〕三年春楚公子嬰齊帥師伐吳 公如晉

〔經〕夏四月壬戌公及晉侯盟于長柵

④晉侯は、國都を出て、公と外で盟つたのである。

〔傳〕公羊の何注に「盟地者 不于都也」とあるのを参照。なお、疏に「文三年公如晉 公及晉侯盟 盟不書地 在晉都也」とある。

〔經〕公至自晉

④傳はない。長柵からもどつたとしていないので、もともと會ではなかつたからである。

〔傳〕疏に「此盟于長柵 晉侯爲盟之故 暫出城耳 本非刻期 聚會之處 唯得以自晉告廟 不得以長柵告也」とある。

經 六月公會單子晉侯宋公衛侯鄭伯莒子邾子齊世子光 己未

同盟于雞澤

㊂ 「雞澤」は、廣平の曲梁縣の西南部にあった。周の靈王があらたに即位し、王官の伯に、出て諸侯と盟わせ、それによつて王室を安んじたから、譏りがないのである。

附注の前半については、『續漢書』郡國志に「魏郡（中略）曲梁侯國 故屬廣平 有雞澤」とあるのを参照。

注の後半については、僖公八年「春王正月公會王人齊侯宋公衛侯許男曹伯陳世子款盟于洮」の注に「王人與諸侯盟 不譏者 王室有難故」とあるのを参照。なお、疏に

引く『釋例』に「未有臣而盟君 臣而盟君 是子可盟父故春秋王世子以下 會諸侯者 皆同會而不同盟 洮之

盟 王室有子帶之難 裹王懼不得立 告難于齊 遣王人與諸侯盟 故傳釋之曰謀王室 以明王勑其來盟 非諸侯所敢與也 跡土之盟 王子虎臨諸侯 而不與同歃 故經但列諸侯 而傳具載其實 此實聖賢之垂意 以爲將來之

永法也 一年之間 諸侯輯睦 翼戴天子 而翟泉之盟

子虎在列 君子以爲 非天子之命 虧上下常節 故不存

魯侯 而人子虎 以示篤戒也 今雞澤之會 單子與盟 亦王所命也」とある。

經 陳侯使袁僑如會

㊂ 陳は、楚の政をにくんで、來て晉についたのである。（つまり）本來、會に呼び寄せたのではなくて、自主的にやつて來たから、「如會」と言つていいのである。

附下の傳文に「楚子辛爲令尹 侵欲於小國」とある。なお、僖公二十八年「陳侯如會」の注に「陳本與楚 楚敗 懼而屬晉 來不及盟 故曰如會」とあるのを参照。ちなみにも、公羊傳文に「其言如會何 後會也」とあり、また、穀梁傳文に「如會 外乎會也」とある。

經 戊寅叔孫豹及諸侯之大夫及陳袁僑盟

㊂ 諸侯が盟つた後で、袁僑が到着したから、大夫に、別に袁僑と盟わせたのである。「諸侯の大夫」と言えば、雞澤にいた諸侯である（ことがわかる）。袁僑を別に書いているのは、諸侯の大夫が盟つたわけは、袁僑と盟つためであった、ということを明らかにしたのである。（なお）傳によれば、盟は秋にあり、（長歴）で推算すると、「戊寅」は、七月十三日であるから、（六月のこととしているのは）經の誤りである。

附注の前半については、公羊傳文に「曷爲殊及陳袁僑 其與袁僑盟也」とあるのを参照。

注の後半については、下の傳文に「秋叔孫豹及諸侯之大夫及陳袁僑盟」とある。

經秋公至自會

傳はない。

經冬晉荀罊帥師伐許

圍二年春楚子重伐吳 爲簡之師

傳「簡」は、選練「よりすぐる」である。

圍克鳩茲 至于衡山

傳「鳩茲」は、吳の邑で、丹陽の蕪湖縣の東部にあった。

今、臯夷である。「衡山」は、吳興の鳥程縣の南部にあつた。

圍使鄧廖帥組甲三百被練三千

傳「組甲」・「被練」は、いづれもみな、戰備である。「組甲」は、漆を塗った甲、「よろい」に組、「くみひも」の飾りをつけたものである。「被練」は、練「ねりぎぬ」の袍「うわぎ」である。

傳異說として、疏に「賈逵云 組甲 以組綴甲 車士服之

被練 帛也 以帛綴甲 步卒服之 凡甲所以爲固者

以盈竅也 帛盈竅而任力者半 卑者所服 組盈竅而盡任

力 尊者所服 馬融云 組甲 以組爲甲裏 公族所服

被練 以練爲甲裏 卑者所服」とあり、また、『初學記』

卷第一十二に「服虔注曰 以組綴甲」とある。

圍以侵吳 吳人要而擊之 獲鄧廖 其能免者 組甲八十被

練三百而已 子重歸 既飲至三日 吳人伐楚 取駕駕

良邑也 鄧廖 亦楚之良也 君子謂 子重於是役也

所獲不如所亡

傳（「君子」とは）當時の君子である。

傳疏に「傳言君子多矣 獨此言當時君子者 諸言君子論議

往事 多是丘明白言 託之君子 此傳君子謂子重」多於

獲 楚人以君子之言咎責子重 不得爲後世君子 故云當

時君子」とある。

圍楚人以是咎子重 子重病之 遂遇心疾而卒

傳（「相」とは）儀禮をたすけたのである。「稽首」とは、額を地につけたのである。

傳公如晉 始朝也

傳公が卽位して朝したのである。

傳夏盟于長櫓 孟獻子相 公稽首

傳（「相」とは）儀禮をたすけたのである。「稽首」とは、額を地につけたのである。

傳注の前半については、成公二年の傳文「使相告之曰」の注に「相 相禮者」とある。なお、その傳を参照。

注の後半については、僖公二十八年の傳文「重耳敢再拜稽首」の注に、同文がみえる。なお、その脚を参照。

圓知武子曰 天子在 而君辱稽首 寡君懼矣

圓知武子曰 天子につかえる禮である。

圓孟獻子曰 以敝邑介在東表 密邇仇讎

圆「仇讎」とは、晉と争っている齊・楚をいう。

圓寡君將君是望 敢不稽首

圆傳は、獻子が、盟主にかたくつかえることが出来た、ことを言っているのである。

圓晉爲鄭服故 且欲脩吳好

圆「鄭が服したことは、前年にある。

附二年の傳文に「遂城虎牢 鄭人乃成」とある。

圓將合諸侯 使士匄告于齊曰 寡君使匄 以歲之不易 不

虞之不戒 寡君願與一二兄弟相見

圆「不虞」は、多難である。「虞」は、度〔はかる〕である。「戒」は、備である。列國の君は、互いに「兄弟」とよび合つ。

附注の「不虞 多難也」については、昭公四年の傳文「以歲之不虞」の注に「不虞 言有難」とある。なお、『論語』子路に「爲君難 爲臣不虞」とあるのを参照。

注の「虞 度也」については、桓公十七年の傳文「備其

不虞」の注に、同文がみえる。なお、その脚を参照。

圓以謀不協 請君臨之 使匄乞盟 齊侯欲勿許 而難爲不

協 乃盟於耏外

圆「士匄と盟つたのである。「耏」は、川の名である。

圓祁奚請老

圆「老」は、致仕〔引退する〕である。

附宣公十七年の傳文「范武子將老」等の注に、同文がみえる。なお、注の「故」は、諸本に従つて、「老」に改める。

圓晉侯問嗣焉

圆「嗣」は、その職をつぐ者である。

圓稱解狐 其讎也 將立之而卒

圆「解狐が卒したのである。

圓又問焉 對曰 午也可

圆「午」は、祁奚の子である。

附「國語」晉語七に「祁奚辭於軍尉 公問焉 曰 誰可對曰 臣之子午可」とあるのを参照。

圓於是羊舌職死矣 晉侯曰 誰可以代之 對曰 赤也可

圆「赤」は、職の子の伯華である。

附下の傳文に「伯華得官」とある。

圓於是使祁午爲中軍尉 羊舌赤佐之

㊂それぞれ、その父に代わったのである。

附成公十八年の傳文に「祁奚爲中軍尉 羊舌職佐之」とある。

團君子謂 祁奚於是能舉善矣 稱其讎 不爲諂 立其子

不爲比 舉其偏 不爲黨

㊂「諂」は、媚〔こひる〕である。「偏」は、屬〔部下〕である。

團商書曰 無偏無黨 王道蕩蕩

㊂「商書」は、洪範である。「蕩蕩」とは、公平无私な」とである。

團其祁奚之謂矣 解狐得舉

㊂(死んだため)位を得るには至らなかつたから、「得舉」と言つてゐるのである。

附上の傳文に「將立之而卒」とあり、注に「解狐卒」とある。

團祁午得位 伯華得官 建一官而三物成

㊂「一官」とは、軍尉のことである。「物」は、事である。附『周禮』大司徒「以鄉三物教萬民而賓興之」の注に「物猶事也」とあるのを参照。

なお、疏に「服虔云 所舉三賢 各能成其職事」とある。團能舉善也夫 唯善 故能舉其類 詩云 惟其有之 是以

似之 祁奚有焉

㊂「詩」は、小雅(裳裳者華)である。有徳の人だけが、自分に似た者を推舉できる、ということである。

團六月公會單頃公及諸侯 己未同盟于雞澤

㊂「單頃公」は、王の卿士である。

附成公元年の傳文「單襄公如晉拜成」の注に「單襄公 王卿士」とあるのを参照。

團晉侯使荀會逆吳子于淮上 吳子不至

㊂道が遠く、難儀が多かつた(からである)。

團楚子辛爲令尹 侵欲於小國 陳成公使袁僑如會求成

㊂楚の侵奪に苦しんだ(からである)。「袁僑」は、濤塗の四世の孫である。

附僖公四年に「齊人執陳轅濤塗」とある。

團晉侯使和組父告于諸侯

㊂陳が服したことを通告したのである。

團秋叔孫豹及諸侯之大夫及陳袁僑盟 陳請服也

㊂諸國の君(自身)は來ず、大夫に盟わせたのは、(袁僑との)つりあいという點で、理にかなつてゐる。

附經の注に「諸侯既盟 袁僑乃至 故使大夫別與之盟」とある。

圓晉侯之弟揚干亂行於曲梁

㊂「行」は、陳次〔隊列〕である。

附『史記』晉世家「悼公弟楊干亂行」の〔集解〕に「賈逵

曰 行 陳也」とあるのを参照。また、『國語』晉語七「公子揚干亂行於曲梁」の韋注に「行 行列」とあるの

を参照。

圓魏絳戮其僕

㊂「僕」は、御者である。

附文公十八年の傳文「而使歎僕」等の注に、同文がみえる。

なお、その附を参照。また、『史記』晉世家「魏絳戮其

僕」の〔集解〕に「賈逵曰 僕 御也」とあるのを参照。

圓晉侯怒 謂羊舌赤曰 合諸侯 以爲榮也 楊干爲戮 何

辱如之 必殺魏絳 無失也 對曰 絳無貳志 事君不辟 難 有罪不逃刑 其將來辭 何辱命焉 言終 魏絳至

授僕人書

㊂「僕人」は、晉侯の御僕〔とりつき〕である。

附『國語』晉語七「授僕人書」の韋注に「僕人 掌傳命」

とあるのを参照。

なお 疏に「服虔云 謂敢斬揚干之僕 是不辟獲死之難」

とある。

圓將伏劔 士鉤張老止之 公讀其書 曰 曰君之使 使臣

斯司馬

㊂「斯」は、此である〔『爾雅』釋詁〕。

附異説として、楊樹達『讀左傳』に「斯當讀爲司 主也 使臣斯司馬 謂使臣主司馬之官也 古音司斯同 故得相

通假」とある。ちなみに、『國語』晉語七に「使臣狃中軍之司馬」とあり、韋注に「狃 正也」とある。

圓臣聞 師衆以順爲武

㊂「順」とは、違反しないということである。

圓軍事有死無犯爲敬

㊂官を守り法を行ない、死んでも違反することがない、と いうことである。

圓君合諸侯 臣敢不敬 君師不武 執事不敬 罪莫大焉

臣懼其死 以及揚干 無所逃罪

㊂（「懼其死」とは）自ら不武・不敬の罪を犯すことをお

それた、ということである。

圓不能致訓 至於用鍼

㊂「用鍼」とは、揚干の御者を斬った、ということである。

圓臣之罪重 敢有不從以怒君心

㊂刑戮に從わないなどということはしない、ということである。

圓請歸死於司寇

㊂「しかばね」を司寇にわたして處分させる、ということである。

匱公跣而出 曰 寡人之言 親愛也 吾子之討 軍禮也

寡人有弟 弗能教訓 使于大命 寡人之過也 子無重寡

人之過

匱絳の死をきくことは、過ちをかさねることである。

匱敢以爲請

匱請うて死なないようにさせたのである。

匱晉侯以魏絳爲能以刑佐民矣 反役 與之禮食 使佐新軍  
羣臣は（普通）旅會する（だけである）が、今ここでは、  
絳を顯彰しようとしたから、特別に彼（一人）のために禮  
食を設けたのである。

附注の「旅會」は、意味がよくわからない。あるいは、所  
謂「旅酬」の意か（？）。それならば、「儀禮」大射に「賓

告于 摯者 請旅諸臣 摯者告于公 公許 とあり、注に  
「旅 序也 賀欲以次序勸諸臣酒」とあるのを参照。

なお、疏に「世族譜 魏頤 魏絳 俱是魏犨之子 顆長生

頤 則絳是頤之叔父 顆別爲令狐氏 絳爲魏氏 蓋頤長

而庶 絳幼而適故也」とあり、また、「服虔云 於是魏  
頤卒矣 使趙武將新軍代魏頤 升魏絳佐新軍代趙武也」  
とある。

匱張老爲中軍司馬

匱魏絳に代わったのである。

附『國語』晉語七「使范獻子爲候奄」の韋注に「代張老  
士富爲候奄

あるのを参照。なお、成公十八年の傳文に「魏絳爲司馬」  
とある。

匱士富爲候奄

匱張老に代わったのである。「士富」は、士會の一族である。

附『國語』晉語七「使范獻子爲候奄」の韋注に「代張老  
候奄 元候也 獻子 范文子之族昆弟士富也」とあるの

を参照。なお、成公十八年の傳文に「張老爲候奄」とあ  
る。

匱楚司馬公子何邑侵陳 陳叛故也

匱許靈公事楚 不會于雞澤 冬晉知武子帥師伐許

〔襄公四年〕

經四年春王三月己酉陳侯午卒

匱（名を書いているのは）前年に大夫が雞澤で盟った（か  
らである）。「三月」に「己酉」はない。日の誤りである。

附注の前半については、三年に「戊寅叔孫豹及諸侯之大夫  
及陳袁僕盟」とある。なお、僖公二十三年の傳文に「凡  
諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とあるのを参照。  
注の後半については、下の傳文に「三月陳成公卒」とあ

る。

## 經夏叔孫豹如晉

## 經秋七月戊子夫人姒氏薨

○成公の妾で、襄公の母である。「姒」は、杞の姓である。

○公羊傳文に「定弋者何 襄公之母也」とあり、何注に「襄

公者 成公之妾子」とあるのを参照。

## 經葬陳成公

○傳はない。

## 經八月辛亥葬我小君定姒

○傳はない。「定」は、謚（おくりな）である。同盟の國に赴告し、姑に祔祭し、反哭して喪をととのえるなど、いづれもみな、正夫人の禮をもつてしたのは、母は子によつて責い、からである。（死んだ）翌月に葬つたのは、はやすぎる。

附注の「赴同 祔姑 反哭成喪 皆以正夫人禮」について

は、隱公三年の傳文に「夏君氏卒 聲子也 不赴於諸侯

不反哭于寢 不祔于姑 故不曰薨 不稱夫人 故不言

葬」とあり、注に「夫人喪禮有三 肪則赴於同盟之國

一也 既葬 日中自墓反 處於正寢 所謂反哭于寢 二

也 卒哭而祔於祖姑 三也 若此 則書曰夫人某氏薨

## 經陳人圍頓

## 經冬公如晉

○傳四年春楚師爲陳叛故 猶在繁陽

○前年に何忌の師が陳を侵し、今ここで、依然としてひき

葬我小君某氏 此備禮之文也」とある。

注の「母以子貴」については、疏に引く『釋例』に「凡

妾子爲君 其母猶爲夫人 雖先君不命其母 母以子貴

其適夫人薨 則尊得加於臣子 而内外之禮 皆如夫人矣

故姒氏之喪 資以小君不成 成風之喪 王使來會葬

傳曰禮也 夫人姒氏 肪葬皆以禮備爲文 明季文子雖議

從畧賤 聞丘慶之言 懼而備禮 殯葬無闕也 禮 公子

爲其母練冠縗緣 既葬除之 及其嗣位爲君 非復公子

適母薨則申其母尊 而先儒同之公子 亦謬矣」とある。

なお、隱公元年の公羊傳文に「母以子貴」とあり、何注

に「禮 妻子立 則母得爲夫人」とあるのを参照。

注の「踰月而葬 速」については、隱公元年の傳文に「天子七月而葬 同軌畢至 諸侯五月 同盟至 大夫三月 同位至 士踰月 外姻至」とあり、注に「踰月 度月也」とある。なお、その附を参照。

あげていなかつた。「繁陽」は、楚地で、汝南の銅陽縣の南部にあつた。

附三年の傳文に「楚司馬公子何忌侵陳 陳叛故也」とある。

なお、『續漢書』郡國志に「汝南郡（中略）宋 公國（中略）有繁陽亭」とあるのを参照。

傳韓獻子患之 言於朝曰 文王師殷之叛國以事紂 唯知時也

④時機としてまだ争うべきではないことを知つて、と

いうことである。

團今我易之 難哉

⑤（今の）晋の力ではまだ楚を服することが出来ないから、陳を受け入れるのは時機尚早である、ということである。

團三月陳成公卒 楚人將伐陳 聞喪乃止

⑥軍禮では、喪を伐つてはならない。

附十九年の傳文に「晉士匄侵齊 及穀 聞喪而還 禮也」とある。

團陳人不聽命

⑦楚の命をきかなかつた。

團臧武仲聞之 曰 陳不服於楚 必」 大國行禮焉 而不服 在大猶有咎 而况小乎 夏楚彭名侵陳 陳無禮故也

⑧下の「陳（人）圍頓」のために傳したのである。

團穆叔如晉 報知武子之聘也

⑨武子の聘は、元年にある。

附元年の傳文に「冬衛子叔晉知武子來聘 禮也」とある。

團晉侯享之 金奏肆夏之三 不拜

⑩「肆夏」は、樂曲の名である。『周禮』では、「鐘鼓によつて九夏を演奏し」、その第二が「肆夏」、一名「樊」であり、第三が「韶夏」、一名「遏」であり、第四が「納夏」、一名「渠」である。おそらく、鐘を擊つて、この三夏の曲を演奏したのであらう。

附『周禮』鐘師に「凡樂事 以鐘鼓奏九夏 王夏肆夏昭夏

納夏 章夏齊夏族夏祔夏驚夏」とあり、注に「杜子春云（中略）春秋傳曰 穆叔如晉 晉侯享之 金奏肆夏三 不拜

（中略）國語曰 金奏肆夏繁遏渠 天子所以享元侯 肆夏繁遏渠 所謂三夏矣」とあるのを参照。また、『國語』

魯語下「夫先樂金奏肆夏樊遏渠 天子所以饗元侯也」の韋注に「金奏 以鐘奏樂也 肆夏 一名樊 韶夏 一名遏 納夏 一名渠 此三夏曲也」とあるのを参照。

團工歌文王之三 又不拜

⑪「工」は、樂人である。「文王之三」とは、大雅の首の「文王」大明綿である。

附『禮記』樂記「乙賤工也」の注に「樂人稱工」とあるのを参照。また、『國語』魯語下に「夫歌文王大明縣 則兩君相見之樂也」とあり、韋注に「文王大明縣 大雅之

首 文王之三也」とあるのを参照。

團歌鹿鳴之三 三拜

④ 「鹿鳴之三」とは 小雅の首の”鹿鳴” “四牡” “皇  
皇者華”である。

爾下の傳文に「鹿鳴 君所以嘉寢君也 敢不拜嘉 四牡  
君所以勞使臣也 敢不重拜 皇皇者華 君教使臣曰 必  
諮詢於周 (中略) 敢不重拜」とある。

團韓獻子使行人子員問之

⑤ 「行人」は、使命を通達する官(外交官)である。

附『論語』憲問「行人子羽脩飾之」の(集解)に「馬曰(中  
略)行人 掌使之官」とあるのを参照。

團曰 子以君命辱於敝邑 先君之禮 藉之以樂 以辱吾子

⑥ 「藉」は、薦(すすめる)である。

附文公十二年の傳文「所以藉寢君之命結一國之好」等の注

に、同文がみえる。

團吾子舍其大 而重拜其細 敢問何禮也 對曰 三夏 天

子所以享元侯也 使臣弗敢與聞

⑦ 「元侯」は、牧伯(諸侯の長)である。

附『國語』魯語下「夫先樂金奏肆夏樊過渠 天子所以饗元  
侯也」の韋注に「元侯 牧伯也」とあるのを参照。

團文王 兩君相見之樂也 臣不敢及

⑧ 「及」は、與である(『爾雅』釋詁)。「文王之三」( )

文王以下の三篇)は、いづれもみな、文王の明徳が天  
命を受けて周をおこしたことを稱えたものであるから、  
諸侯が會同する際に演奏するのである。

附『詩』大雅(文王)の序に「文王 文王受命作周也」と  
あるのを参照。

團鹿鳴 君所以嘉寢君也 敢不拜嘉

⑨ 晉は、叔孫を嘉賓(立派な賓客)としたから、”鹿鳴”  
の詩を歌い、その中の「わが方にも嘉賓がいる」という  
ところに(意義を)取ったのである。叔孫は君命を奉じて  
やつて來たから、叔孫をほめるということは、つまり、  
魯の君をほめるということである。

團四牡 君所以勞使臣也 敢不重拜

⑩ 詩は、使臣が四牡に乗り、駢駢然と、進行して止まらず、  
勤勞する、ということを言つてゐる。晉は、叔孫が來聘  
したから、この詩によつてねぎらつたのである。

附『詩』小雅(四牡)に「四牡駢駢」とあり、毛傳に「駢  
駢 行不止之貌」とあるのを参照。また、『國語』魯語  
下「四牡 君之所以韋使臣之勤也 敢不拜韋」の韋注に  
「韋臣奉命勞勤於外 述敍其情以歌舞之 所以著其勤勞  
也」とあるのを参照。

團皇皇者華 君教使臣曰 必諮詢於周

⑪ 「皇皇者華」は、君が使臣をつかわす詩であり、忠臣が

使いに出ると、皇皇たる華のよう、よく君命を光りか

がやかせる、ということを言い、また、(それには)忠

信(の人)にたづねて、自分の至らないところを補わなけ

ればならない、ということを言つてゐる。忠信(の人)を

「周」という。その詩に「周に諷をたづねる」とあり、

「周に謀をたづねる」とあり、「周に度をたづねる」と

あり、「周に詢をたづねる」とある。必ず、忠信(の人)に

これらの四事をたづねる、ということである。

附注の前半については、『詩』小雅〈皇皇者華〉の序に「皇

皇者華　君遣使臣也　送之以禮樂　言遠而有光華也」と

あり、鄭注に「言臣出使　能揚君之美　延其譽於四方

則爲不辱命也」とあり、同第一章〈皇皇者華　于彼原隰〉

の毛傳に「忠臣奉使　能光君命　無遠無近　如華不以高

下易其色」とあるのを参照。また、『國語』魯語下「皇

皇者華　君教使臣曰　每懷靡及」の韋注に「皇皇者華

君遣使臣之樂也（中略）言臣奉使當榮顯於君　如華之色

煌煌然」とあるのを参照。

注の後半については、〈皇皇者華〉第一章「周爰咨諷」

の毛傳に「忠信爲周」とあるのを参照。また、『國語』

魯語下に「忠信爲周」とあり、韋注に「言當諮詢於忠信

之人」とあるのを参照。また、同魯語下に「諷謀度詢

必咨於周」とあり、韋注に「言諷謀度詢　必當諮詢於忠

信之人也」とあるのを参照。

臣聞之　訪問於善爲咨

善道をたづねるのである。

附〈皇皇者華〉第二章「周爰咨諷」の鄭箋に「訪問求善道

也」とあるのを参照。

傳咨親爲詢

親戚の義をたづねるのである。

附〈皇皇者華〉第五章「周爰咨詢」の毛傳に「親戚之謀爲

詢」とあるのを参照。また、『國語』魯語下「咨親爲詢」

の韋注に「詢親戚之謀也」とあるのを参照。

傳咨禮爲度

禮宜をたづねるのである。

附〈皇皇者華〉第四章「周爰咨度」の毛傳に「咨禮義所宜

爲度」とあるのを参照。また、『國語』魯語下「咨義爲

度」の韋注に「咨禮義爲度」とあるのを参照。

傳咨事爲諷

政事をたづねるのである。

附疏に引く『國語』魯語下「咨材爲諷」の孔晁注に「材謂

政幹也」とある。

傳咨難爲謀

患難をたづねるのである。

傳臣獲五善　敢不重拜

㊂ 「五善」とは、諮・詢・度・諫・謀をいう。

附 『皇皇者華』第五章「周爰咨詢」の鄭箋に「五者 咨也 諫也 謀也 度也 詢也」とあるのを参照。

圓秋定姒薨 不殯于廟 無櫬 不虞

㊂ 「櫬」は、身に近い棺（内棺）である。季孫は、定姒が本来、卑賤で、器物の準備もなかったから、その喪制をはかつて、柩をひいて廟にたちよることをせず、また、反哭もしない、ように定めたのである。

附注の「櫬 親身棺」については、二年の傳文「以自爲櫬・與頌琴」の注に「櫬 棺也」とある。なお、その附を参照。

注の「殯不過廟」については、僖公八年の傳文「不殯于廟」の注に「將葬又不以殯過廟」とある。なお、その附を参照。

注の「不反哭」については、隱公三年の傳文に「不反哭于寢」とあり、注に「夫人寢禮有三（中略）既葬 日中自墓反 處於正寢 所謂反哭于寢 一也」とある。

圓丘慶謂季文子

㊂ 「丘慶」は、魯の大匠である。

附 『孟子』盡心上に「大匠不爲拙工改廢繩墨」とあるのを参照。

傳曰 子爲正卿 而小君之喪不成

㊂ 季孫が定めたようにすれば、夫人としての禮がととのわなくなる、ということである。

圓不終君也

㊂ その母をあなどるということとは、君につかえる道を全うしないということである。

附異説として、『會箋』に「人子事親 以送死爲終事 君母之喪不成 則君於事親之道不終 故曰不終君 謂不終君之事也」とあり、また、楊伯峻『春秋左傳注』に「終爲送終 論語學而篇 憶終追遠 民德歸厚矣 足見當時于父母之喪 必盡致其情 不終君者 謂不使魯襄公終其生母之喪也 杜注謂不終事君之道 誤」とある。

傳君長 誰受其咎

㊂ 襄公が成長したとき、季孫を責めるであろう、ということである。

圓初季孫爲己樹六櫛於蒲圃東門之外

㊂ 「蒲圃」は、場圃の名である。季文子は、櫛をうえておいて、自分の櫛にするつもりだった。

圓丘慶請木

㊂ 定姒のために櫬を作ろうとしたのである。

圓季孫曰 略

㊂ 道によらずに「勝手に」取るのを「略」という。

宣公十五年の傳文「壬午晉侯治兵于稷 以畧狄土」の注に「畧 取也」とある。なお、その附を参照。

なお、異説として、楊伯峻『春秋左傳注』に「略 簡略 謂不必選擇美木 杜注 不以道取爲略 沈欽韓補注且引漢律謂略爲盜竊 以魯之正卿葬國君夫人 而使人盜竊棺木 蓋無此理」とある。

傳匠慶用蒲圃之櫛 季孫不御

④「御」は、止である。傳は、そのまま禮をととのえる」とが出來た、ということを言つてゐるのであり、だから、經に異文「正禮(を備えた場合)と異なる表現」がないのである。

爾經の注に「赴同 褒姑 反哭成喪 皆以正夫人禮 母以子貴」とある。なお、その附を参照。  
傳君子曰 志所謂 多行無禮 必自及也 其是之謂乎

傳冬公如晉聽政

④貢賦の數量の指示を受けたのである。

附成公十二年の傳文「鄭伯如晉聽成」の注に「聽猶受也」とある。また、八年の傳文「春公如晉 朝且聽朝聘之數」の注に「晉悼復脩霸業 故朝而聽其多少」とある。

傳晉侯享公 公請屬節

④「節」は、小國である。須句や顓臾と同じように、魯に

附屬させ、魯を助けて貢賦を出させる、ことが出來るよう、願つたのである。公はこの時、年齢が七歳であったから、おそらく、相者(かいそへ)が公に代わつて言上したのである。「節」は、今の琅邪の節縣である。

附注の「如須句顓臾之比」については、僖公二十二年「春公伐邾取須句」の注に「須句雖別國 而削弱 不能自通 爲魯私屬 若顓臾之比」とある。なお、その附を参照。

注の「公時年七歲」については、元年「春王正月公卽位」の注に「於是公年四歲」とある。なお、その附を参照。注の「相者」については、成公二年の傳文「使相告之曰」の注に「相 相禮者」とある。なお、その附を参照。

注の「節 今琅邪節縣」については、僖公十四年「夏六月季姬及節子遇于防 使節子來朝」の注に、ほぼ同文がみえる。なお、「續漢書」郡國志三に「琅邪國(中略)繪 侯國」とあるのを参照。

傳晉侯不許 孟獻子曰 以寡君之密邇於仇讎 而願固事君 無失官命

④(官命)とは、晉の官の徵發の命である。

傳節無賦於司馬

④晉の司馬は、諸侯の賦もつかさどつていた。  
傳爲執事朝夕之命敵邑 敵邑褊小 闕而爲罪

④「闕」は、不共(供へない)である。

附隱公十一年の傳文に「君謂許不共」とあり、注に「不共職貢」とある。

圃寡君是以願借助焉

節を借りて自分の補助にしたい、ということである。

圃晉侯許之

明年の「叔孫豹鄭世子巫如晉」のために傳したのである。

圃楚人使頓陳而侵伐之 故陳人圍頓

「間」は、間缺（すき）をうかがう、ということである。

附成公十八年の傳文に「以間吾靈」とある。

圃無終子嘉父使孟樂如晉

「無終」は、山戎の國名で、「孟樂」は、その使臣である。

圃「無終」は、山戎の國名で、「孟樂」は、その使臣である。

附昭公元年の傳文「晉中行穆子敗無終及羣狄于大原」の注

に「無終 山戎」とあり、その疏に「釋例土地名以北戎  
山戎無終三名爲一」とある。なお、『國語』晉語七「無終子嘉父使孟樂因魏莊子納虎豹之皮以和諸戎」の韋注に

「無終 山戎之國（中略）孟樂 嘉父之臣」とあるのを参照。

圃因魏莊子納虎豹之皮 以請和諸戎

（）戎が晉と和平することを願ったのである。「莊子」は、

魏絳である。

附上の附に引いた韋注のつづきに「莊子 魏絳 和諸戎

諸戎欲服從於晉」とあるのを参照。

圃晉侯曰 戎狄無親而貪 不如伐之 魏絳曰 諸侯新服

陳新來和 將觀於我 我德 則睦 否 則攜貳 勞師於

戎 而楚伐陳 必弗能救 是棄陳也 諸華必叛

（）「諸華」は、中國である。

附閔公元年の傳文「諸夏親暱 不可棄也」の注に「諸夏

中國也」とある。なお、その附を参照。また、『國語』

晉語七「勞師於戎 而失諸華」の韋注に「諸華 華夏」とあるのを参照。

圃戎 食獸也 獵戎失華 無乃不可乎 夏訓有之曰 有窮

后羿 后羿何如

（）「夏訓」は、夏書である。「有窮」は、國の名である。

「后」は、君である。「羿」は、有窮の君の號である。

附『書』夏書〈五子之歌〉「有窮后羿」の偽孔傳に「有窮

國名 羿 諸侯名」とあるのを参照。

圃公曰 后羿何如

（）魏絳の言葉が（その前と）つづいていない（唐突に后羿

をもち出した）ことを怪しみだから、たづねたのである。

圃對曰 昔有夏之方衰也 后羿自鉏遷于窮石 因夏民以代

夏政

禹の孫の大康は、淫亂なため國を失った。夏人はその弟

の仲康を立てたが、仲康もまた微弱であった。仲康が卒し、子の相が立つと、そこで羿が相にとつて代わり、「有窮」と號した。「鉏」は、羿の本國の名である。

附『史記』夏本紀に「夏后帝啓 禹之子（中略）夏后帝啓崩 子帝大康立（中略）弟中康立（中略）中康崩 子帝相立」とあるのを参照。

なお、注の「伐相」の「伐」は、諸本に従つて、「代」に改める。

傳侍其射也  
羿は弓が上手であった（『論語』憲問）。

附疏に「賈逵云 羿之先祖 世爲先王射官 故帝譽賜羿弓 矢 使司射」とある。

傳不脩民事 而淫于原獸  
原野でしたい放題（狩を）した。

傳棄武羅伯 因熊髡彪圉  
四子は、いづれもみな、羿の賢臣である。

附『史記』夏本紀「中康崩 子帝相立 帝相崩 子帝少康立」の（正義）に引く『帝王紀』に「棄其良臣武羅伯姻熊髡彪圉」とあるのを参照。

なお、傳の「伯因」の「因」は、校勘記に従つて、「因」に改める。

傳而用寒浞 寒浞 伯明氏之讒子弟也

「寒」は、國（名）である。北海の平壽縣の東部に寒亭がある。「伯明」は、その君の名である。

附『續漢書』郡國志四に「北海國（中略）平壽（中略）有寒亭 故寒國」とあるのを参照。

傳伯明后寒棄之 夷羿收之  
「夷」は、氏である。

傳信而使之 以爲「相 淩行媚于内  
「内」は、宮（中の婦）人である。

傳而施賂于外 愚弄其民  
民をあざむいたのである。

傳而虞羿于田  
羿を狩で樂しませたのである。

附楊樹達『讀左傳』昭公四年「恃險與馬 而虞鄰國之難」の項に「虞讀爲娛 說文女部云 娛 樂也」とあるのを参照。

傳樹之詐懲 以取其國家  
「樹」は、立てある。

附成公二年の傳文「樹德而濟同欲焉」等の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

傳外內咸服

浞の詐偽を信じたのである。

圓羿猶不悛

❷「悛」は、改である。

附成公十三年の傳文「康猶不悛」等の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

圓將歸自田

❷羿が狩からもどろうとしたのである。

圓家衆殺而亨之 以食其子

❷羿の子に食べさせようとしたのである。

圓其子不忍食諸 死于窮門

❷その子を國門で殺したのである。

圓靡奔有鬲氏

❷「靡」は、夏の遺臣で、羿につかえていた者である。「有

鬲」は、國名で、今の平原の鬲縣である。

附注の前半については、『史記』夏本紀「中康崩 子帝相立 帝相崩 子帝少康立」の「正義」に引く『帝王紀』に「初 夏之遺臣曰靡 事羿 羿死 逃於有鬲氏」とあるのを参照。

注の後半については、『續漢書』郡國志四に「平原郡（中略）鬲 侯國 夏時有鬲君」とあるのを参照。

圓浞因羿室

❷羿の妃妾をそのままつけついだ「自分のものにした」のである。

圓生澆及𤔇 持其讒慝詐僞 而不德于民 使澆用師滅斟尋氏

及斟尋氏

❷二國は、夏の同姓の諸侯で、仲康の子の后相がたよつた所である。樂安の壽光縣の東南部に灌亭があり、北海の平壽縣の東南部に斟亭がある。

附注の前半については、哀公元年の傳文「昔有過澆殺斟灌

以伐斟鄩」の注に「二斟 夏同姓諸侯」とあり、つづく傳文「滅夏后相」の注に「后相失國 依於二斟 復爲澆所滅」とある。なお、『史記』吳世家「昔有過氏殺斟灌以伐斟鄩 滅夏后帝相」の「集解」に「賈逵曰（中略）斟灌斟尋 夏同姓也 夏后相依斟灌而國 故曰殺夏后相也」とあるのを参照。なお、注の「二國 夏同姓諸侯」についても、疏に「世本文也」とある。

注の後半については、『漢書』地理志上「北海郡（中略）平壽」の注に「應劭曰 古斟尋 禹後 今斟城是也」とあり、同「北海郡（中略）壽光」の注に「應劭曰 古斟灌 禹後 今灌亭是」とあるのを参照。

圓處澆干過 處𤔇干戈

❷「過」・「戈」は、いづれもみな、國名である。東萊の掖縣の北部に過鄉がある。「戈」は、宋・鄭の間にあつた。附注の「過戈 皆國名」については、哀公元年の傳文「遂滅過戈」の注に「過 澆國 戈 猶國」とある。なお、

『史記』吳世家「昔有過氏」の「集解」に「賈逵曰 過國名也」とあるのを参照。

注の「東萊掖縣北有過鄉」については、『續漢書』郡國志四に「東萊郡（中略）掖侯國 有過鄉」とあるのを参照。

参照。

注の「戈 在宋鄭之間」については、哀公十二年の傳文に「宋鄭之間有隙地焉 曰彌作頃丘玉暢岳戈錫」とある。

〔傳〕靡自有鬲氏 收二國之燼

〔傳〕「燼」は、遺民である。

〔附〕『詩』大雅《桑柔》「民靡有黎 具禍以燼」の鄭箋に「災餘曰燼」とあるのを参照。また、『國語』吳語「既罷弊其民 而天奪之食 安受其燼」の韋注に「燼 餘也」とあるのを参照。なお、成公二年の傳文に「請收合餘燼」とある。

〔傳〕以滅浞而立少康

〔傳〕「少康」は、夏后相の子である。

〔附〕哀公元年の傳文に「后縉方娠 逃出自竇（注 后縉 相妻）歸于有仍 生少康焉」とある。なお、『史記』夏本紀に「帝相崩 子帝少康立」とあるのを参照。

〔傳〕少康滅澨于過 后杼滅浞于戈

〔傳〕「后杼」は、少康の子である。

〔附〕哀公元年の傳文「使季杼誘浞」の注に「季杼 少康子后

杼也」とある。なお、『史記』夏本紀に「帝少康崩 子帝予立」とあるのを参照。また、『國語』魯語上「杼能帥禹者也 夏后氏報焉」の韋注に「杼 禹後七世 少康之子季杼也」とあるのを参照。

〔傳〕有窮由是遂「失人故也

〔附〕浞は、羿の妃妾をそのままうけついだから、「有窮」という號を改めなかつたのである。

〔附〕上の傳文に「浞因羿室」とあり、注に「就其妃妾」とある。なお、『史記』夏本紀「帝相崩 子帝少康立」の「正義」に引く『帝王紀』に「寒浞襲有窮之號 因羿之室」とあるのを参照。

〔傳〕昔周辛甲之爲大史也 命百官 官箴王闕

〔傳〕「辛甲」は、周の武王の大史である。「闕」は、過（あやまち）である。百官に、それぞれ箴辭をつくつて王の過ちを戒めさせたのである。

〔附〕元年の傳文「謀事補闕」の注に「闕猶過也」とある。なお、その附を参照。また、宣公十二年の傳文「箴之曰」の注に「箴 誠」とある。

〔傳〕於虞人之箴

〔傳〕「虞人」は、狩獵をつかさどる。

〔附〕昭公二十年の傳文に「十一月齊侯田于沛 招虞人以弓不進」とあり、注に「虞人 掌山澤之官」とある。

圓曰 巴巴禹迹 畫爲九州

㊂「巴巴」は、遠いさまである。「畫」は、分「わける」である。

圓經啓九道

㊂九州の道をひらいたのである。

圓民有寢廟 獸有茂草 各有攸處 德用不擾

㊂人と神とに、それぞれ、おちつく場所（寢と廟）があつたから、徳が亂れなかつたのである。

附「書」胤征「倣擾大紀 遷華厥司」の僞孔傳に「擾・亂」とあるのを参照。

圓用不恢于夏家

㊂羿は、武事を好んだため、夏家を所有はしたけれども、それを大きくすることが出来なかつた。

附「說文」に「恢 大也」とあるのを参照。

圓獸臣司原 敢告僕夫

㊂「獸臣」は、虞人である。「告僕夫」とは、尊者を指斥することを憚つたのである。

附上の傳文に「於虞人之箴」とあり、注に「虞人 掌田獵」とある。なお、僖公二十六年の傳文「使下臣犒執事」の注に「言執事 不敢斥尊」とあるのを参照。

圓虞箴如是 可不懲乎 於是晉侯好田 故魏絳及之

㊂后羿の事に言及したのである。

附上の傳文に「夏訓有之曰 有窮后羿 公曰 后羿何如」とあり、注に「怪其言不次 故問之」とある。

圓公曰 然則莫如和戎乎 對曰 和戎有五利焉 戎狄荐居貪也」とある。なお、その附を参照。

貴貨易土

㊂「荐」は、聚である。「易」は、輕と同じである。

圓忘其國恤 而思其麁牡

圓在帝夷羿 冒于原獸

㊂「冒」は、貪である。

附文公十八年の傳文「貪于飲食 冒于貨賄」の注に「冒亦貪也」とある。なお、その附を参照。

貴貨易土

㊂「荐」は、聚である。「易」は、輕と同じである。

㊂狩獵のことばかり考えていた、ということである。

圓武不可重

㊂「重」は、數「かずかさねる」と同じである。

附異說として、疏に「服虔云 重猶大也 言武事不可大任」とある。

附注の「荐 聚也」については、『國語』晉語七「且夫戎

狄荐處」の韋注に「荐 聚也」とあるのを参照。なお、

異説として、疏に「服虔云 荐 草也 言狄人逐水草而

居 徒無常處」とある。

注の「易猶輕也」については、『國語』晉語七「貴貨而易土」の韋注に「易 輕也」とあるのを参照。

傳 土可貢焉 一也 邊鄙不聳 民狎其野 稽人成功 二也

❷「聳」は、懼である。「狎」は、習である。

附注の「聳 懼」については、昭公六年の傳文「聳之以行」

等の注に、同文がみえる。なお、『國語』周語下「身聳

除潔」の韋注に「聳 懼也」とあるのを参照。ちなみに、

成公十四年の傳文に「大夫聞之 無不聳懼」とある。

注の「狎習也」については、昭公二十三年の傳文「民狎其野」の注に「狎 安習也」とある。

傳 戎狄事晉 四鄰振動 諸侯威懷 三也 以德綏戎 師徒

不勤 甲兵不頓 四也

❸「頓」は、壞である。

附『國語』周語上「其無乃廢先王之訓而王幾頓乎」の韋注

に「頓敗也」とあるのを参照。

傳 爭于后羿 而用德度

❹「后羿を靈戎とする、ということである。

傳 遠至邇安 五也 君其圖之 公說 使魏絳盟諸戎 僉民

事 田以時

❺傳は、晉侯がよく善謀を採用したことを言つてゐるのである。

附二年の傳文「豈唯寡君賴之」の注に「傳言荀罊能用善謀」とある。

傳 冬十月邾人莒人伐鄫 滅絶救鄫 侵邾 敗于狐駘

❻「臧絶」は、武仲である。鄫は魯に附屬していたから、救援したのである。「狐駘」は、邾地である。魯國の蕃縣の東南部に目台亭がある。

附注の「臧絶 武仲也」については、上の傳文に「臧武仲聞之」とある。

注の「鄫屬魯」については、上の傳文に「公請屬鄫（中略）晉侯許之」とある。なお、注の「鄫也」の「也」は、諸本に従つて、「地」に改める。

傳 國人逆喪者皆髽 魯於是乎始髽

❻「髽」とは、麻と髮とを結い合わせるのである。（たくさん）の戰死者がでて喪事に遭遇する者が多かつたため、凶服が足りなかつたから、髽するだけですませたのである。

附疏に「鄭衆以爲枲麻與髮相半結之」とある。なお、『孔

子家語」曲禮子貢間に「臧武仲率師與邾人戰于狐駘 遇敗焉 師人多喪而無罰」とあるのを参照。

臧國人誦之曰 臧之狐裘 敗我於狐駘

④臧紇は、この時、狐裘を着ていたのである。

⑤我君小子 朱儒是使 朱儒朱儒 使我敗於邾

⑥襄公は幼少だったから、「小子」と言っているのである。臧紇は背が低かったから、「朱儒」と言っているのである。敗れたことを(經に)書いていないのは、魯人が諱んだからである。

附注の「襄公幼弱 故曰小子」については、元年「春王正月公卽位」の注に「於是公年四歲」とある。なお、異説として、沈欽韓『春秋左氏傳補注』に「抑之詩 實虹小子 於平小子 皆稱厲王也 箴云 禮天子未除喪 稱小子 按晉有小子侯 襄公在定姒之喪故也」とある。注の「臧紇短小 故曰朱儒」〔諸本に従って、「短」の下に「小」を補う〕については、『國語』晉語四「侏儒不可使援」の章注に「侏儒 短者」とあるのを参照。